

論点整理案への追加意見について（岩本委員）

◆追加意見1（「2. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方」本文関係）

高等学校の適正規模に関して、「多様な人間関係の中で得られる学びなどを踏まえれば、一定の規模を確保することの意義は大きい」と現在においても真実であるかのように断定的に書かれていますが、本当にそう言いきってしまって良いのでしょうか。どの程度の規模が確保されると多様な人間関係の中で学び、必要な資質能力が十分に育まれるのか、どの程度の規模を下回ると、社会の一員となるために必要となる資質・能力の何がどの程度育ちにくくなるのか、といったことへのエビデンスが十分に示されていないなかで、また、確保が必要という「一定の規模」が何に基づくどの程度の規模なのか示されていないなかで、断定的な表現で良いのでしょうか。

社会に開かれていない昔の高校の発想では「規模を確保することの意義は大きい」と考えられていたのだと思いますが、社会に開かれ、地域や多様な関係機関等との協働が始まっている現在においては、小規模であっても（小規模だからこそ）「地域社会における多様な人間関係の中での学び」「異校種間の連携・交流」や「学校間の連携・交流」「他地域からの留学生の受け容れ」等で補ってきている部分もありますので、以下のような修正が必要ではないのでしょうか。

（3ページ目）

- 高等学校の適正規模・適正配置については、従前、高等学校の教育の普及及び機会均等を図ることを目的としてきたが、社会に開かれた教育課程を実現する令和の時代においては、教育の普及や機会均等を如何に担保していくかということについては多様な考え方や取組が進んでいる。例えば、いわゆる小規模校にあっても、異校種間の連携・交流、学校間の連携・交流、さらには他地域からの留学生の受け容れ等、小規模だからこそ、地域や社会の多様な人間関係の中で学ぶことができる環境を構築するなど、学校規模の在り方自体が多様化してきている。こうしたことも踏まえつつ、生徒の通学可能な範囲を踏まえた適正配置を考えていくことがも必要である。さらには、高等学校は地方創生の核となる存在であり、少子化が加速する地域においては、学校の存続は地域の存続にも関わる重要な課題ともなり得るものでもある。このため、こうした観点から、都道府県が適正規模・適正配置に関する議論を行う中で、高等学校の適正規模・適正配置については、単に従前の学校規模の観点から判断するのではなく、昨今の社会や教育環境の変化も踏まえながら、一定の小規模校について地域に残していかざるを得ない状況である場合に、小規模校のメリットを最大化するとともに、課題を最大限解消し、教育条件の改善につながる方策を国としても考え、都道府県の適正規模・適正配置の議論に資するようにしていくことが必要ではないか。

◆追加意見2（「2. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方」本文関係）

離島・中山間地域の小規模高校等への留学は、越境した留学生自身の成長に加え、そうした留学を受け入れ交流する高校の生徒の成長にも寄与する（主体性・協働性・探究性・社会性に関わる学習環境や生徒の行動実績の伸びが大きい）など、双方にとっての効果が明らかになってきています。

他方で、一年間の地域留学の希望する高校生の多くは、教育課程の不一致（特に必履修科目）により留学を断念せざるを得ない状況にあります。今後、地域留学・越境学習の促進を検討するにあたって、そうした現状認識を共有しておくべきと考えますので、以下のような追記を希望します。

(3 ページ目)

- 例えば、遠隔教育の活用や学校間連携の推進に取り組むことが考えられる。これらは、生徒が履修できる教科・科目の種類を増やし、生徒の多様な興味関心や進路希望に基づく多様な学習ニーズに応えるのみならず、複数の高等学校が連携して実施する探究的な活動など、一つの高等学校における対面授業では実現できない特色ある教育方法を展開する上でも有効なものである。他方で、一年間の地域留学として上記取組を行う際には、教育課程の不一致(特に必修科目)により留学を断念せざるを得ない高校生が多くいる状況が指摘されている。このため、遠隔教育の活用や学校間連携の推進に向けて、高等学校教育の質の確保・向上に留意しつつ、必要な制度の見直しや、体制・環境の整備などの支援策を考えていくべきではないか。

◆追加意見3 (「2. 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方」〈今後の論点〉関係)

- ① 高等学校の学校規模の考え方は、各学校の地理的条件、スクール・ミッション、全・定・通の課程等によって変わってくるものです。それにも関わらず、一律に「望ましい／適正な」規模を設定する(「望ましくない／適正でない」学校規模がある)という考え方を適応してしまうことは望ましくないと考えます。
また、大人の都合ではなく、生徒を主語に考えれば、生徒が望む生徒自身にとって適正な規模は多様であることがわかります(アンケート結果の例を参照)。多様な生徒を誰一人取り残さない特色・魅力ある高等学校づくりを目指す時代においては、「望ましい／適正な」規模という考え方はもはや適当ではない可能性もありますので、以下のような追記が必要ではないでしょうか。
- ② 地域における高等学校の在り方を考えていく上では、広域での管理や連絡調整ができる都道府県の強みと、より生徒・保護者・学校・地域に近く、現場の声を聴きながら柔軟で機動的に取り組みやすい市町村の双方の強みを活かした協働的で個別最適な学校経営を可能としていくことが重要であると考えます。そこで、都道府県立高校の内部資源だけでの学校運営の限界を超え、市町村及び地域の小中学校、社会教育、福祉・産業等の地域資源(人・もの・場など)を最大限に活用した学校運営を効果的に推進するための取組を「今後の論点」として議論すべきだと思いますので、以下のような追記を希望します。
- ③ 少人数の中で人間関係が固定化し、同世代の多様な見方・考え方に触れる機会や切磋琢磨が起こりにくいと考えられてきた少子化が進む地域の小規模高校等の生徒たちに、多様な同世代との交流機会や異文化・他地域との越境機会を確保・拡充する観点からも、「教育課程の不一致」により地域留学を断念せざるを得ない状況の改善を図っていくことが重要です。
たとえば、海外留学促進のための単位のみなし規定を地域留学にも適応できるようにする、地域留学に係る単位認定は海外留学に係る単位認定に準ずることができるようにする、転学など特別の事情のある場合の履修や修得についての弾力的な取り扱いに関して地域留学も「特別の事情のある場合」にあたることを明確化して周知を図る、などの取組が考えられます。また、教育課程の不一致により留学先で履修ができない必修科目等に関しては、各都道府県の公立通信制高校等で履修できるようにし、その際の対面指導(スクーリング)は、同時双方向型の遠隔指導もしくは留学先ないしは原籍校の教員による対面の指導で代替可能とすることも考えられます。そこで、こうした取組の可能性も含めて、地域留学・越境学習の促進に向けてどのような取組が必要かを「今後の論点」として議論すべきと考えますので、以下のような追記を希望します。

- ④ 今後の我が国の更なる少子化・学校の小規模化を見据え、例えば国立附属高校等に全国のへき地・小規模校向けの通信制教育及びオンライン・遠隔授業の配信拠点機能を付与し、新しい時代の教育研究や教員養成・育成を推進するなど、国として条件不利地域の小規模高校への教育の機会均等及び教育の質の維持・向上を図る大胆な取組をしていくことが必要だと考えます。そのため、以下のような追記が必要ではないでしょうか。
- ⑤ 「外部人材」という用語は、「内部」と「外部」を区別して開かれていない排他的な印象を与えかねないため、「専門人材」といった用語への修正が望ましいのではないのでしょうか。
- ⑥ 少子化が加速する過疎地域等の小規模高校においては、学校内の教育資源（教職員数・生徒数・科目数・部活数等）が少ないため、学校と地域・社会、学校間をつなぎ、多様な教育資源を柔軟に組み合わせながら生徒の多様なニーズに個別最適・協働的に対応できる環境を整備することが急務となります。そして、多様な生徒に個別最適で協働的な学びを実現するためには、学校（課程）に生徒が合わせるのではなく、生徒に学校が合わせられる柔軟な仕組みに転換する必要があります。そのため、以下のような追記を希望します。

(4 ページ目)

<今後の論点>

- 高等学校の学校規模は、各学校の地理的条件、スクール・ミッション、全日制・定時制・通信制の課程等に応じて変わり得るものであることや、理想的な高校規模に関するアンケート結果を見ても、生徒が望む生徒自身にとっての「適正な規模」は多様であることを踏まえ、学校の「適正な規模」を今後どのように考えていくことが必要か。【上記①関係】
- 地域における高等学校の在り方を考えるにあたり、既存の設置者及び当該高等学校の枠内だけで解決しようとせず、地域資源を最大限活用し、都道府県と市町村とのハイブリッドな学校運営を実現するためには、今後どのような取組が必要と考えられるか。【上記②関係】
- その際、高等学校を都道府県立にするか、市町村立にするかといった二者択一の議論に陥るのではなく、都道府県立・市町村運営、都道府県立・コンソーシアム運営といった「協働運営」の高等学校や学科の設置をはじめ、都道府県立高校と市町村立中学校による中等教育学校・併設型中高一貫の実現など、個別最適で協働的な学校の在り方を実現できる環境を整えていくために、具体的にどのような方策を講じるべきか。【上記②関係】
- 遠隔教育の活用や学校間連携の推進に向けて、具体的にどのような制度の見直しや体制・環境の整備などの支援策が必要か。
- 特に通信制課程との学校間連携の推進に向けて、たとえば、当該科目の面接指導（スクーリング）をオンラインで実施可能とすることや、当該生徒の在籍校の高等学校の教員が実施可能とするなど、具体的にどのような方策を講じるべきか。【上記③関係】
- 地域留学の推進に向けて、たとえば、海外留学に準じて履修・修得のみなし規定の対象にすることや、転編入学の際に必履修科目のズレを補充指導等で補完する運用に準ずる取り扱いを可能とすること、教育課程の不一致により留学先で履修ができない必履修科目等に関しては、各都道府県の公立通信制高校等で履修できるようにし、その際の対面指導（スクーリング）は、同時双方向型の遠隔指導もしくは留学先や原籍校の教員による対面指導で代替可能とするなど、具体的にどのような方策を講じるべきか。【上記③関係】
- 上記の遠隔教育の活用や学校間連携の推進にあたり、必ずしも各都道府県の枠内での実施にとどまらない、全国的な連携・推進体制を構築していくためには、どのような制度の見直しや体制・環境の整備といった取組が必要と考えられるか。【上記④関係】
- 少子化が加速する地域における高等学校の特色化・魅力化に向けて、コーディネーター等の専門外部人材の配置をはじめ、今後どのような取組が必要と考えられるか。【上記⑤】

関係】

- へき地・小規模校の多様な生徒の実態等に個別最適に組み合わせた教育を実施するため、①全日制においても、生徒の実態等に応じて、特例として定時や通信の方法を用いた教育を行うことを可能とすること、②他の高校の通信制課程の科目を履修できる「全通併修」を行う際には、交通条件に恵まれない離島・中山間・へき地等の小規模高校においては特例として、面接指導を同時双方向型の遠隔指導で代替可能とすること、③他地域の配信拠点からの遠隔授業による科目履修を行う際には、交通条件に恵まれない離島・中山間・へき地等の教職員が少ない小規模高校においては特例として、受信側の人員の配置要件及び対面による授業要件を緩和可能とすること、といった3点の特例を備えた「へき地・小規模校特例校制度（仮称）」の創設をはじめ、具体的にどのような方策を講じるべきか。【上記⑥関係】
- その他、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方に関する議論に資する取組として、どのようなことが必要と考えられるか。

◆追加意見4（「3. 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方」〈今後の論点〉関係）

- ① 小規模校であっても、遠隔教育の活用や学校間連携の推進等を通じて、多様でフレキシブルな学びを実現することが可能であり、単位制を導入・活用していくことも効果的と考えられます。そのため、以下のような追記を希望します。
- ② 多様な生徒に個別最適で協働的な学びを実現するためには、学校（課程）に生徒が合わせるのではなく、生徒に学校が合わせられる柔軟な仕組みに転換する必要があることを踏まえ、具体的な検討に資するよう、以下のような追記を希望します。

（7ページ目）

- 実効的な単位制への移行促進に向けて、具体的にどのような方策を講じるべきか。特に小規模校における学校間連携や遠隔教育等を活用した実効的な単位制への移行促進に向けて具体的にどのような支援策が必要か。【上記①関係】
- 全日制・定時制・通信制という課程の区分の在り方について、全・定・通の課程を生徒の実態等に個別最適に組み合わせられる「総合課程」の創設、もしくは全・定・通という区分自体の発展的解消の検討も含めて、どのように考えるか。【上記②関係】
- 高等学校で学ぶべきことは何であるのかを明確にした上で、学校という場で対面でしか学べないことや得られない効果について、どのように考えるか。

◆追加意見5（「4. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進」本文関係）

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を単に導入するだけでは、教職員の負担感の増加や形骸化に陥ってしまう事例もあります。これからは、外部資源の獲得・活用や、学校外との業務の役割分担、協働活動等を通じて働き方改革を進めながら、実質的・効果的な関係機関等との協働や探究や文理横断・実践的な学びの推進が必要であるため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）とともに高校と関係機関等との協働体制（コンソーシアム）による資源確保及び協働活動の一体的な推進が重要となります。そのため、以下のような追記を希望します。

（8ページ目）

- これに向けては、指導側の体制・環境整備が特に重要となってくる。各学校におけるカリキュラムの開発、外部人材との連携・調整等に当たっては、教職員の負担が増加しがちとなり、また、小規模校においては、配置される教員数が少ないことから、生徒の多様な

問題関心に沿った探究学習を支援することが難しい場合がある。全ての教師に対して、働き方改革等を進めながら、継続的な学びの契機と機会を提供し、その資質・能力の向上につなげられる環境を構築していくのはもちろんのこと、社会とつながる多様な学びを実現するためには、学校間の連携・協働やコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入、コーディネーターの配置を推進しながら、国内外の関係機関とも連携・協働した教育活動を展開していくことが重要であると考えられる。

○ また、学校運営協議会の設置に加え、高等学校と地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO 法人等との連携・協働体制（コンソーシアム）を構築し、一体的に推進することを通じて、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びを実現していくことが重要である。

◆追加意見 6（「4. 社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進」〈今後の論点〉関係）

①上で述べたとおり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と実際の協働活動を伴う高校と関係機関等との協働体制（コンソーシアム）とを一体的に推進していくことが必要であるため、以下のような追記を希望します。

②関係機関等との連携協働体制を構築し、多様な地域・社会資源の活用及び地域・大学・企業等と連携した探究や STEAM 教育等を推進できるようにするために、高校と関係機関等との連携・協働を推進するコーディネーターの配置は非常に重要です。まずは必要性の高い過疎地域等の小規模高校及び新しい普通教育を主とする学科（地域社会、学際的な学びに関する学科）等への配置を確実に実現していくとともに、全高校への配置を目指していく必要があると考えます。その際、学教法・高校標準法体系にコーディネーターを専門職として位置づけるとともに、加配枠の新設や定数化、地域と学校の連携・協働体制構築事業等との政策連携、高校教職員数の自然減等を財源とした地方財政措置等の具体的な財源や方策まで検討することが実現するうえでは必要であるため、以下のような追記を希望します。

（9 ページ目）

＜今後の論点＞

○ 社会に開かれた教育課程の実現や、探究的な学び・STEAM 教育等の文理横断的な学び・実践的な学びに関し、外部人材の乏しい地域や小規模校も含め、全国的に取組を推進していくために、どのような方策を講じていくことが考えられるか。

○ 学校運営協議会とコンソーシアムとを一体的・効果的に推進していくためには、具体的にどのような方策が必要か。【上記①関係】

○ 高等学校におけるコーディネーターの配置を広げていく上で、学教法・高校標準法体系にコーディネーターを専門職として位置づけることをはじめ、加配枠の新設や定数化、地域と学校の連携・協働体制構築事業等との政策連携、高校教職員数の自然減等を財源とした地方財政措置等、具体的にどのような取組が必要か。【上記②関係】

○ 大学入学者選抜を見据えて文系・理系のコース分けを実施する学校が多くある現状にあって、STEAM 教育等の文理横断的な学びを進めるには、今後どのような方策を講じるべきか。

以上